

上下水道局改造義務違反行政措置審査会要綱

(目的)

第1条 本要綱は、京都市水洗化普及促進要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に規定する上下水道局改造義務違反行政措置審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審査)

第2条 審査会は、要綱第7条第1項の規定により審査した結果、特別の事情があると認められるときは、結論を留保することができる。

2 審査会は、前項の規定により結論を留保し、又は既に要綱第6条第1項に該当する事由を判定した後に、事情の変化が生じたときは、再審査するものとする。

(構成)

第3条 審査会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員長 次長

(2) 委員 技術長、総務部長、下水道部長、下水道部管理課長

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、特に必要あると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めて、意見を徴することができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。